

福島県日韓親善協会会則

(名 称)

第1条 本協会は福島県日韓親善協会と称する。(以下本協会という)

(目 的)

第2条 本協会は日本と韓国との友好と親善を促進し、両国の発展と相互理解を図るとともに、世界平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 日本と韓国との政治、経済、スポーツ、文化等諸分野における交流並びに情報連絡に関する事。
2. 両国の理解増進を図る講習会・研修会の開催に関する事。
3. 両国民相互間の交流・促進に関する事。
4. 協会員相互間の連絡強化に関する事。
5. 産業・貿易の促進に関する事。
6. その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

(会 員)

第4条 本協会は本会の設立趣旨に賛同し入会した者をもって構成する。

(役 員)

第5条 本協会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会 長 (理事)	1名
副会長 (理事)	若干名
専務理事	1名
理 事	若干名
監 事	若干名

1. 役員は総会で選任する。
2. 本協会に顧問を置くことができる。
3. 顧問は会長が推薦し理事会の承認を得る。
4. 本協会に名誉会長を置くことができる

(職 務)

第6条 会長は本協会を代表する。

1. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
2. 専務理事は会長・副会長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。
3. 理事は会長・副会長と共に理事会を構成し会の運営にあたる。
4. 監事は会計を監査する。

(任 期)

第7条 役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

1. 役員の任期が満了した後も後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。
2. 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。

1. 定時総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じ招集し次の事業を審議する。
 - (1) 事業計画及び予算の議決並びに事業報告及び決算の承認。
 - (2) 役員の選任。
 - (3) 会則の改正。
 - (4) その他重要事項
2. 理事会は必要に応じて召集し必要事項を審議する。

(会 計)

第9条 本協会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてる。

1. 会費は年額で次の通り定める。

個人会員	1口	3,000円	以上
法人会員	1口	10,000円	以上
2. 本協会の会計は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 本協会の事務局は郡山商工会議所に置く。

付 則

1. 本会則は平成18年7月14日から施行する。
1. 平成19年5月23日 第5条 4項 改正(追加)。